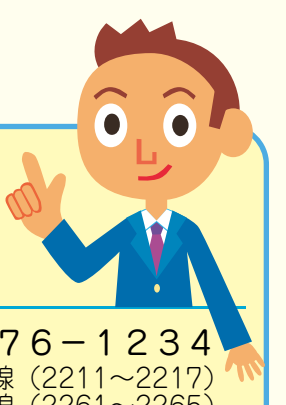
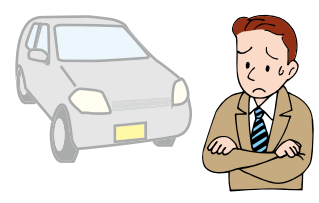


No.32 市税だより



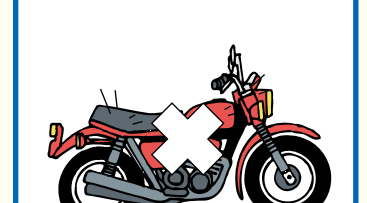
問い合わせ ☎ 876-1234
 ●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課 内線 (2211~2217)
 ●固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること・・・資産税課 内線 (2261~2265)
 ●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課 内線 (2315・2318)

盗難にあった場合



警察で盗難の届出をしましょう。事件受理番号票をもらわなければ、抹消の届出できません。

事故車を処分した場合



抹消（廃車）の届出が必要です。

友達に譲った場合



名義変更の届出が必要です。

オートバイ、軽自動車の抹消
名義変更の手続はお済みですか？



4月1日時点での名義人に課税されます

軽自動車税は、毎年4月1日の時点でのオートバイ・軽自動車の名義人に納税義務があります。ほかの方に譲ったり、廃車にしたり、盗難に遭った場合には届出が必要です。

平成26年4月1日（火）までに手続が行われなかった場合には、平成26年度も課税されます。また軽自動車税は4月2日以降に抹消しても月割りの還付はありません。

手続に必要な書類は事前にお問い合わせください

届出は車種によって窓口が異なります。また、届出の内容によって必要書類が異なる場合がありますので、事前にそれぞれの窓口へお電話などでお問い合わせください。また、窓口では本人確認を実施しています。運転免許証等身分を証明するものをお持ちください。

届出の受付窓口と必要書類等

原動機付自転車（125cc以下）
 受付・問い合わせ
 市役所市民税課（2階）
 ☎ 876-1234
 （内線2211・2212）



■新規登録
 販売証明書、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

■中古登録
 譲渡証明書または廃車証明書、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

■名義変更
 標識交付証明書、新・旧両方の名義人の印鑑、自賠責保険証明書

■抹消（廃車）
 標識交付証明書、名義人の印鑑、ナンバープレート

盗難による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した「事件受理番号票」紛失による抹消（廃車）の場合

警察が交付した「遺失物受理番号票」

■市外から転入
 前市町村で抹消している場合

前市町村で交付された廃車証明書、名義人の印鑑、自賠責保険証明書

前市町村で交付された標識交付証明書、名義人の印鑑、旧ナンバープレート、自賠責保険証明書

■市外へ転出
 標識交付証明書、名義人の印鑑、ナンバープレート
 受付・問い合わせ
 全国軽自動車協会連合会沖縄事務所
 ☎ 877-8274



小型二輪（251cc以上）
 受付・問い合わせ
 陸運事務所
 ☎ 050-5540-2091



■名義変更
 届出済証（検査証）

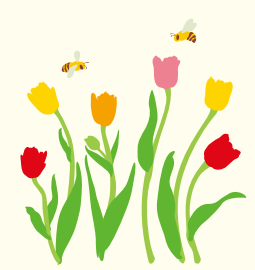
■新名義人の住民票
 新・旧両方の名義人の印鑑、自賠責保険証明書

■抹消（廃車）
 届出済証（検査証）、ナンバープレート、名義人の印鑑

盗難による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した事件受理番号票

紛失による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した遺失物受理番号票

■他市町村への住所変更
 届出済証（検査証）、名義人の印鑑、名義人の住民票、自賠責保険証明書、ナンバープレート（県外の場合）



■名義変更
 自動車検査証、新名義人の住民票、新・旧両方の名義人の印鑑、譲渡証明書

■抹消（廃車）
 自動車検査証、ナンバープレート、名義人の印鑑

盗難による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した事件受理番号票

紛失による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した遺失物受理番号票

■他市町村への転出
 自動車検査証、名義人の住民票、名義人の印鑑、ナンバープレート（県外の場合）

軽自動車
 受付・問い合わせ
 全国軽自動車協会連合会沖縄事務所
 ☎ 877-8274



■名義変更
 自動車検査証、新名義人の住民票、新・旧両方の名義人の印鑑

■抹消（廃車）
 自動車検査証、ナンバープレート、名義人の印鑑

名義人の印鑑

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、平成25年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されております。この機会に資産を比較し、ご自分の資産が適正に評価されているか、ご確認ください。なお期間を過ぎると縦覧できなくなりますので、ご注意ください。

縦覧期間
 4月1日（火）～30日（水）（土日・祝日を除く）
 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

縦覧場所
 資産税課（市役所2階）

縦覧が可能なる方
 固定資産税の納税義務者または固定資産税の納税管理人
必要なもの
 納税通知書または運転免許証等の身分を証明するもの（本人確認のため）※代理の方が来庁する場合は委任状が必要です。

【問い合わせ】
 資産税課 ☎ 876-1234（内線2261～2265）



盗難による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した事件受理番号票
 紛失による抹消（廃車）の場合
 警察が交付した遺失物受理番号票
 ■他市町村への住所変更
 自動車検査証、名義人の住民票、名義人の印鑑、ナンバープレート（県外の場合）

休日納税相談窓口
 市税の納付について相談したいが、平日は仕事などの都合で時間が取れない方のために、月に一度、日曜日に納税相談日を設けています。ご相談予定の方は、事前に納税課までお問い合わせください。
 3月16日（日）午前9時～午後5時
 納税課 窓口（市役所2階）
 市県民税、固定資産税、軽自動車税
 納税課 ☎ 876-1234（内線2311）